

第 1 章

計画の
基本的な考え方

1 計画策定の背景

地球温暖化の現状

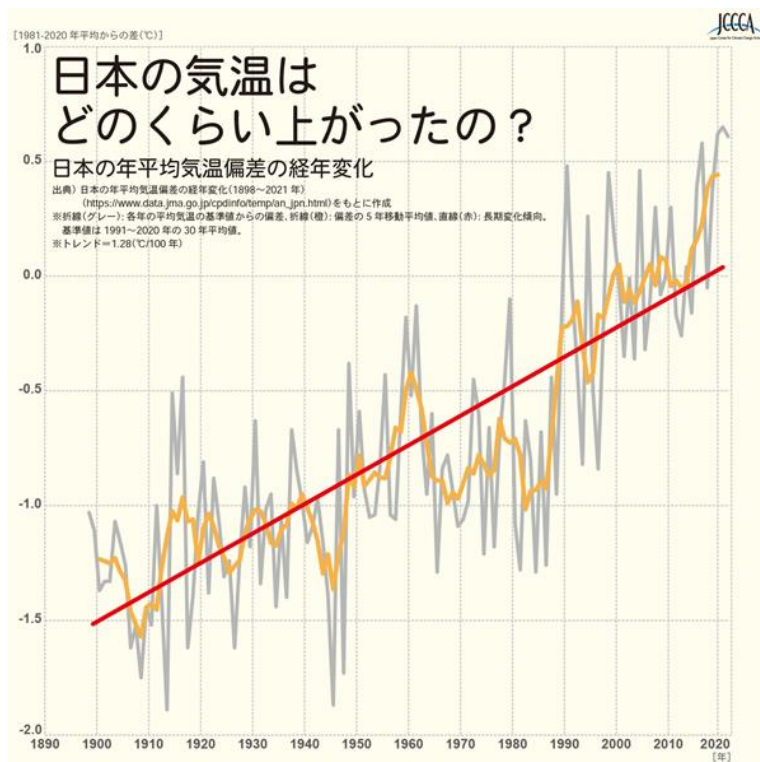
地球温暖化*とは、人間の活動が活発になるにつれて、二酸化炭素*をはじめとする「温室効果ガス*」が大気中に大量に排出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のことをいいます。

地球に届いた太陽光は、地表での反射や輻射熱*として最終的に宇宙に排出されますが、地球の表面を取り巻く大気によって急激な気温の変化は緩和されています。特に、大気中の二酸化炭素は、地表から放射される熱を吸収し、地表面に再放射することにより、地球の平均気温を14℃程度に保つ大きな役割を担っています。

産業革命以降、人間社会は化石燃料を大量に燃やして使うようになり、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に大量に排出されるようになったことで、現在の二酸化炭素平均濃度は産業革命時の約2倍にあたる400ppmを超えています。この影響により、気温の上昇や海面上昇を招いています。

国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)*の第6次評価報告書によると、世界全体の二酸化炭素排出量は、人口増加や経済発展による増加を続けており、これからも人類が同じような活動を続けるとすれば、2100年の世界の平均地上気温は、工業化前と比較して1.0～5.7℃上がると予測され、平均海面水位は0.63m～1.01m上昇すると予測されています。

また、平均地上気温の上昇に伴って、極端な雨期または乾期並びに気象の極端現象の深刻さが増大し、世界規模では、地球温暖化が1℃進行するごとに、大雨のような極端な降水の強さや頻度が約7%上昇するとされており、また、台風などの自然災害も増加するとされています。



※折線(グレー)は、各年の平均気温の基準値からの偏差を示しています。

※折線(橙)は偏差の5年移動平均値、直線(赤)は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示しています。

※基準値は1991-2020年の30年平均値です。

※トレンド=1.28(℃/100年)。

日本における年平均気温の変化

出典:全国地球温暖化防止活動推進センターHP

地球温暖化対策の動向

本項では、国内外における地球温暖化対策に関連する計画や施策の動向を整理しています。

(1) 国際的動向

気候変動枠組条約

国連は環境問題に取り組むため、1992(平成4)年に「環境と開発に関する国際連合会議」(地球サミット)を開催し、「気候変動*に関する国際連合枠組条約」を採択しました。

この条約は、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、1994(平成6)年3月に発効しました。

この条約に基づき、1997(平成9)年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において、「京都議定書*」が採択され、先進国に対して、第1約束期間(2008(平成20)年～2012(平成24)年)における温室効果ガスの排出削減目標が定められました。途上国には削減義務を求めていないことや、後に、当時最大の排出国であったアメリカが脱退するなどの課題があったものの、歴史上はじめて温室効果ガス排出削減の国際的数値目標を定めたことになり、国際社会が協力して温暖化対策に取り組む重要な一歩となりました。

パリ協定

2015(平成27)年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、2020(令和2)年以降の温暖化対策に、196の国と地域が参加する「パリ協定*」が採択されました。

この協定では、主要排出国を含む全ての国が、地球の平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃以内に抑えるという長期目標を掲げ、さらに1.5℃以内とより厳しい水準に向かって努力し、世界全体の温室効果ガス排出量をできる限り早く減少に転じさせて、今世紀後半には実質的にゼロにするよう取組むこととしています。

SDGs

2015(平成27)年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ*」において「持続可能な開発目標(SDGs)*」が掲げられ、その行動計画として、17のゴールと169のターゲットが設定されました。

本計画と関わるゴールとしては「Goal 13 気候変動に具体的な対策を」があり、SDGsのゴールとターゲットはそれぞれ相互に関係しており、環境だけではなく、経済・社会などの複数の課題を統合的に解決すること、また1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すことが求められています。



持続可能な開発目標(SDGs) 17ゴール
出典:国際連合広報センターHP

(2) 国内の動向

温室効果ガス排出量の削減目標

国内においては、2015(平成27)年に採択された「パリ協定」を受け、2016(平成28)年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「地球温暖化対策推進法」といいます。)」に基づく「地球温暖化対策計画*」が閣議決定され、温室効果ガス排出削減目標として「2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比で26.0%減(2005(平成17)年度比25.4%削減)」を目指すことが掲げられました。

温室効果ガス排出量の長期削減に向けた考え方として、2019(令和元)年6月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。最終到達点として「脱炭素社会*」を目指すというビジョンが示され、主要排出国が地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことが記載されています。さらに、2021(令和3)年10月には「2050年カーボンニュートラル*」の実現に向けた長期的なビジョンを示し、改めて閣議決定されました。

また、2020(令和2)年10月には、菅首相が臨時国会の所信表明演説の中で「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」について宣言しており、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組む「2050年ゼロカーボンシティ*」の表明や、再エネ100宣言「RE Action*」を行う地方公共団体も増えています。

さらに、2021(令和3)年には、地域脱炭素ロードマップ*(国・地方脱炭素実現会議決定)が示されるとともに、国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画が改訂されました。

気候変動適応策*について

近年、日本でも気候変動によるさまざまな分野への影響が顕在化しています。今後、地球温暖化の緩和を最大限進めても、温暖化と気候変動は避けることができないため、これらの影響は、今後さらに深刻化することが予測されています。

気候変動による主要な8つのリスク

1	海面上昇、沿岸での高潮	2	大都市部への洪水
3	極端な気象現象によるインフラ機能停止	4	熱波による死亡や疾病
5	気温上昇や干ばつによる食糧安全保障	6	水資源不足と農業生産減少
7	海洋生態系の損失	8	陸域と内水の生態系がもたらすサービスの損失

出典：JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センターHP

国は、2018(平成30)年6月に制定した「気候変動適応法」に基づき、同年11月に「気候変動適応計画*」を閣議決定し、2021(令和3)年10月に改訂しました。

同計画の目標は、気候変動の影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全および国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することであり、計画期間は今後おおむね5年間とされました。気候変動適応に関する施策を推進し目標を達成するため、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進することとしています。

推進にあたっては、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民など、多様な関係者がそれぞれの基本的役割を担いながら、相互に密接に連携して取り組むことが期待されています。

2 計画策定の目的

2020(令和2)年10月に、菅首相が臨時国会の所信表明演説の中で「2050年カーボンニュートラル」を宣言したことを皮切りに、2021(令和3)年5月に地球温暖化対策推進法が改正され、新たに2050年カーボンニュートラルを含む地球温暖化対策の基本理念が定められました。

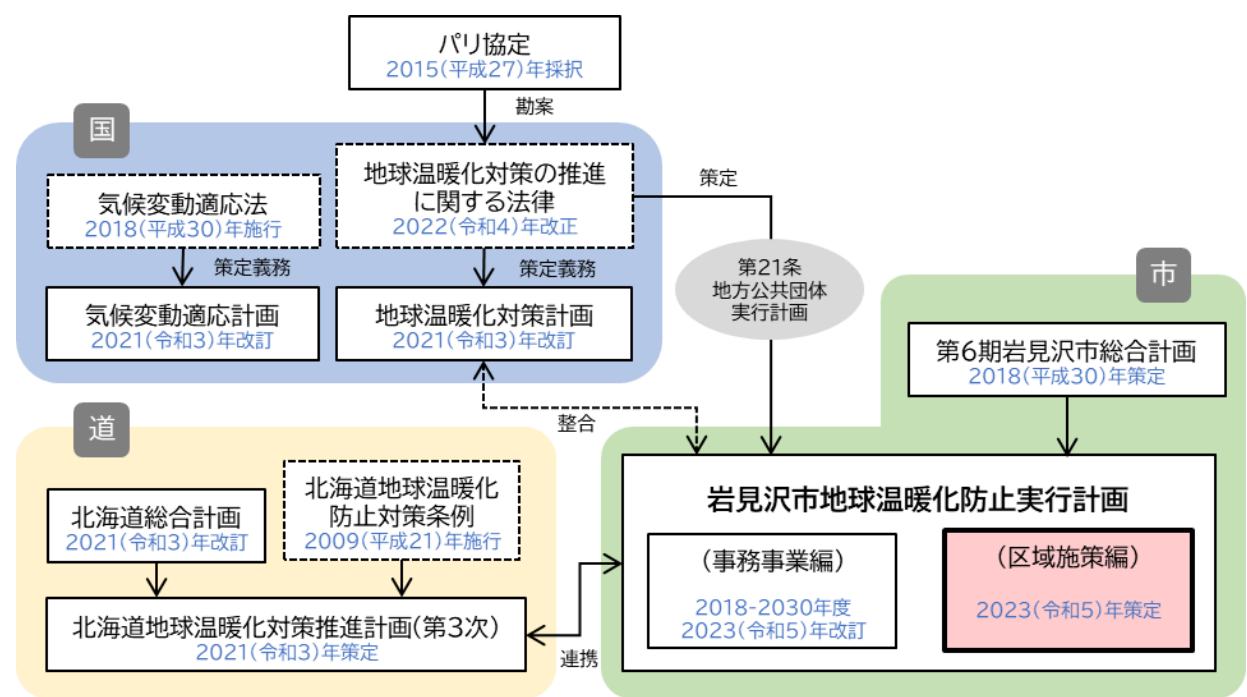
また、北海道は、2021(令和3)年3月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、同年同月に「北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)」を策定しました。

岩見沢市(以下、「本市」といいます。)においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域における再生可能エネルギー*を最大限導入するため、環境省「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業」を活用して「岩見沢市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)(以下、「本計画」といいます。)」を策定することとしました。

本計画では、市・市民・事業者の各主体における、それぞれの役割と取組内容を明確にし、地球温暖化対策を市全域で総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

3 計画の位置付けと役割

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第4項に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として位置付けるとともに、「第6期岩見沢市総合計画*(2018(平成30)~2027(令和9)年)」に定める「基本目標5 自然と調和した 快適で暮らしやすいまち」に基づき、本市における温室効果ガス排出削減などに関する事項を定めるものです。



4 計画の対象とする温室効果ガス

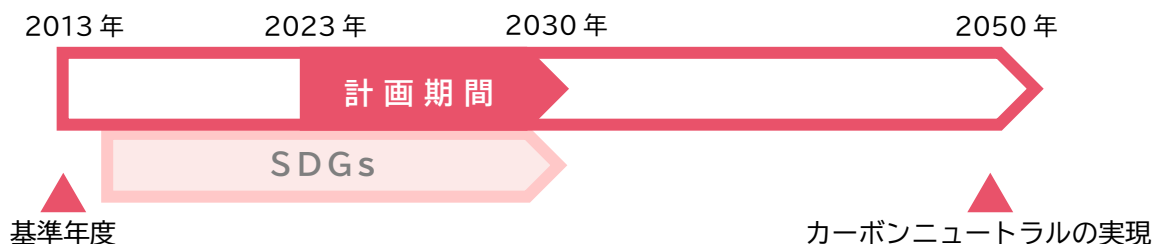
本計画で対象とする温室効果ガスの種類は、地球温暖化対策推進法で規定する以下の7種類のガスとします。

対象ガス	主な発生源	地球温暖化係数※	
二酸化炭素(CO ₂)	化石燃料の燃焼に伴い発生する。	1	
メタン(CH ₄)*	水田や廃棄物の埋立て、家畜の腸内発酵などから発生する。	25	
一酸化二窒素(N ₂ O)*	化石燃料や廃棄物の燃焼、農業活動などから発生する。	298	
代替フロン*など4ガス	ハイドロフルオロカーボン(HFC)*	スプレー、冷蔵庫・エアコンの冷媒や半導体洗浄などに使用されるもので、オゾン層を破壊しないが、強力な温室効果がある。	12~14,800
	パーフルオロカーボン(PFC)*	主に半導体洗浄に使用されるもので、強力な温室効果がある。	7,390~17,340
	六ふっ化硫黄(SF ₆)*	主に電気絶縁ガスとして使用されるもので、強力な温室効果がある。	22,800
	三ふっ化窒素(NF ₃)*	半導体素子などの製造に伴い発生するもので、強力な温室効果がある。	17,200

※「地球温暖化対策推進法施行令」に定められているもので、各温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、二酸化炭素の効果に対して相対的に表した指標。

5 計画の期間

本計画の期間は、国や北海道の温暖化対策計画との整合性を図るため、2023(令和5)年度から2030(令和12)年度までの8年間とし、温室効果ガス排出量の削減目標を設定するにあたり基準とする年度は、2013(平成25)年度(以下、「基準年度」といいます。)とします。



6 計画の対象範囲

本計画は、市全域を計画範囲とするため、市民の日常生活、事業者や市の事業活動といった、関連する全ての活動が対象になります。

取組主体は、市・市民・事業者の3者であり、互いに協働しながら計画を推進していきます。